

福島県高付加価値産地展開支援事業実施要領

第１ 事業の実施等

１ 成果目標の基準及び目標年度

（１）成果目標の基準

福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和３年６月３０日付け３生産第７０９号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第３の１の農林水産省生産局長及び政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定める成果目標の基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等があった原子力被災１２市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村。以下「被災１２市町村」という。）において、拠点事業者を核とした産地の創出に係る取組を実施することにより、農業者の営農再開を後押しし、営農再開の加速化に資するものであることとする。

（２）目標年度

ア 推進事業（要綱別表のメニューの欄の１に定める推進事業をいう。以下同じ。）に係る成果目標の目標年度は、要綱別表のメニューの欄の１の（１）、（２）及び（３）の事業にあつては、原則として事業実施年度から３年以内、（４）から（８）の事業にあつては単年度とする。

イ 整備事業（要綱別表のメニューの欄の２に定める整備事業をいう。以下同じ。）に係る成果目標の目標年度は、要綱別表のメニューの欄の２の（１）並びに（２）のイ及びエについては、事業実施年度から３年以内とする。また、要綱別表のメニューの欄の２の（２）のア及びウについては、事業実施年度から６年以内とする。

（３）交付金の配分基準

福島県への配分額については、要綱第４の４に基づき事業実施主体が策定した事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）のうち、推進事業及び整備事業それぞれに係る要望額（以下「要望額」という。）に基づいて配分する。

２ 事業の対象

（１）対象要件

福島県高付加価値産地展開支援事業（以下「支援事業」という。）の対象は、令和３年４月１日以降に着手・着工したものであつて、要綱第４の２の規定により作成・公表された高付加価値産地計画（以下「産地計画」という。）に則したものであること。

特に、整備事業については、原則、被災１２市町村内に施設を設置するものであること。

(2) 対象地域

支援事業の受益地は、被災 12 市町村内とする。ただし、整備事業及び推進事業のうち、リース方式による農業機械等の導入及び家畜の導入については、次に掲げる場合であって、被災 12 市町村内の営農再開の加速化に向けて特に必要と判断される場合を除く。

ア 整備事業

(ア) 被災 12 市町村内に施設を設置する場合であって、被災 12 市町村から供給される農産物量だけでは販売先が確保できないこと又は施設を効率的に運営すること等から、被災 12 市町村外の農産物等を取り扱うことが、特に必要と認められる場合には、これを対象とすることができるものとする。

(イ) 被災 12 市町村内の事業実施主体が、被災 12 市町村内の農産物等を取り扱う場合であって、被災 12 市町村内に施設を整備する用地の取得が困難であり、かつ隣接する市町村に既に自己所有地がある場合に、被災 12 市町村外に設置することが、特に必要と認められる場合には、これを対象とすることができるものとする。

イ リース方式による農業機械等の導入のうち飼料生産用機械については、被災 12 市町村内で畜産を再開する農家が 12 市町村内に飼料の供給元が無く、被災 12 市町村外に飼料の供給先を求めなければ再開等に支障を来す場合、また、家畜の導入については、被災 12 市町村内から種畜の供給が受けられず再開等に支障を来す場合であって、被災 12 市町村の畜産再開に特に必要と認められる場合にあっては、被災 12 市町村外であっても導入対象とすることができるものとする。

ウ 上記に掲げるものの他、以下のとおりとする。

(ア) 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、要綱別表のメニューの欄の 2 の (2) の畜産部門共同利用施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

(イ) 野菜等を対象とする整備事業を実施する場合にあっては、耐用年数が 10 年以内のものについては市街化区域（生産緑地を除く。）において実施できるものとする。

(3) 事業実施主体

ア 整備事業の事業実施主体は、産地計画に沿った取組を実施する拠点事業者として位置付けられる者とする。

イ 要綱別表の事業実施主体の欄の 3 の (8) 及び 4 の (4) の生産局長等が別に定める「民間事業者」は、以下の (ア) を必須とし、(イ) 又は (ウ) のいずれかの要件を満た

す者とする。ただし、要綱別表のメニューの欄の2の(1)のイからオを整備する事業実施主体においては、(イ)を必須とする。

(ア) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

(イ) 以下のa及びbを満たすこと。

a 事業対象品目の生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社からの出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

b 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

(ウ) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

ウ 要綱別表の事業実施主体の欄の3の(9)及び4の(5)の生産局長等が別に定める「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(ア) 被災12市町村の複数市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会、農地中間管理機構等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

(イ) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

(ウ) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(エ) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(オ) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

エ 要綱別表の事業実施主体の欄の3の(10)の生産局長が別に定める「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(ア) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

(イ) その他事業目的に資するものとして福島県知事（以下「知事」という。）が認める団体。

3 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号総合食料局長、生産局長、経営局長通知。）により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

第2 事業の実施等の手続

1 支援事業実施方針及び高付加価値産地計画の作成等

(1) 趣旨

被災 12 市町村において、市町村を越えて広域的に農産物生産と加工等が一体となって地域に付加価値をもたらす高付加価値産地を展開するためには、福島県が掲げる方針の下、産地の拠点となる施設等を設置・運営する者、農業者団体、被災 12 市町村の市町村及び公益法人を含む関係機関による高付加価値産地協議会（以下「協議会」という。）を構成し、構成員が一体となって取り組んでいくことが必要である。このため、支援事業の実施に当たり、福島県において支援事業の実施の指標となる支援事業実施方針を定めるとともに、協議会において支援事業実施方針に基づき、被災 12 市町村における広域的な産地の創出に向けた行動計画として産地計画を策定するものとする。

(2) 記載内容

(ア) 支援事業実施方針

要綱第 4 の 1 の支援事業実施方針は、協議会の構成員が一体となって高付加価値産地の創出に取り組む際の、要綱第 2 の事業目標の達成に向けた指標を提示することを目的に知事が作成するものとし、別表 1 に基づき別紙様式第 1 号により、各部門（土地利用型作物部門、園芸部門、畜産部門及びこれら農畜産物の加工部門、以下同じ。）において目指すべき産出額や取組の概要等を記載するものとする。

(イ) 高付加価値産地計画

産地計画は、協議会の構成員が一体となって取り組む際の行動計画として、知事が作成した実施方針に沿って、別表 2 に基づき別紙様式第 2 号により、部門ごとに、重点的に取り組む品目、取組内容、活用するメニュー、協議会の構成員の担うべき役割を記載するものとする。

2 事業実施計画

- (1) 事業実施計画は、推進事業にあつては別表 3 に規定する項目を含めて、別紙様式第 3 号により、整備事業にあつては別表 4 に規定する項目を含めて、別紙様式第 4 号又は第 5 号により、作成するものとする。
- (2) 事業実施計画の作成に当たつての留意事項は、別記の定めるところとする。

3 福島県事業実施計画

- (1) 要綱第 4 の 5 の福島県事業実施計画（以下「県計画」という。）は、別紙様式第 6 号により作成するものとする。
- (2) 第 1 の 2 の (2) のアの (イ) 又はイにより、被災 12 市町村外に施設を整備又は機械等を導入する場合にあつては、被災 12 市町村外で実施する必要性を別紙様式第 7 号により作成し、県計画と併せて、東北農政局長（以下「農政局長」という。）と協議を行うものとする。

4 事業実施手続

- (1) 要綱第 4 の 1、3、5 及び 6 の協議は、別紙様式第 8 号、第 9 号、第 10 号及び第 11 号により行うものとする。
- (2) 要綱第 4 の 6 の協議は、要綱第 4 の 5 の協議の際に行うものとする。

5 事業の着手

要綱第 4 の 4 の事業実施主体が作成する事業実施計画が承認された年度の 4 月 1 日から交付決定を受けるまでの間に着手・着工した場合にあつては、別紙様式第 6 号の県計画の備考欄に着手・着工日を記入するものとする。また、この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。

第 3 国の助成措置

国は、福島県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第 4 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第 7 の 1 の事業実施報告（以下「事業実施報告」という。）は、推進事業にあつては別表 5 に規定する項目を含めて別紙様式第 3 号により、整備事業にあつては別表 6 に規定する項目を含めて別紙様式第 4 号又は第 5 号により作成し、別紙様式第 12 号により提出するものとする。
- 2 事業実施報告は、要綱別表のメニューの欄の 1 の推進事業の (1) のリース方式による農業機械等の導入及び 2 の整備事業については、事業実施年度の翌年度から目標年度の

翌年度の間、毎年度実施するものとする。また、要綱別表のメニューの欄の１の（２）から（８）については、目標年度の翌年度とする。ただし、要綱別表のメニューの欄の１の（２）から（８）についても、知事は必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

- 3 知事は、１の報告を受けた場合、その内容を検討し、必要に応じて事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第５ 事業の評価

- 1 要綱第８の１の（１）の事業実施主体の評価報告は、推進事業にあつては別表５に規定する項目を含めて別紙様式第３号により、整備事業にあつては別表６に規定する項目を含めて別紙様式第４号又は第５号により、作成するものとする。
- 2 知事は、要綱第８の１の（２）による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 農政局長は、要綱第８の１の（２）の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 4 要綱第８の１の（２）に定める農政局長への報告は、目標年度の翌年度の９月末までに別紙様式第１２号により行うものとする。

第６ 附帯事務費

要綱第９の３において交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表７に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内とし、補助対象範囲は別表８に定めるとおりとする。

第７ 取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

第８ その他

本事業の実施に当たっては、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成３１年４月１日付け３０食産第５３９５号、３０生産第２２２０３号、３０政統第２１９３号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知（以下「事務取扱」という。）」を準用するものとする。

なお、事業の着手・着工に係る取扱いについては、第2の5によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は適用しないものとする。ただし、交付対象事業に係る入札結果等については、事務取扱の別紙様式第1号に準じた報告を作成し、知事に提出するものとする。

別表 1（支援事業実施方針）

実施方針に記載すべき項目
1 事業の目的
2 令和 12 年度までに、部門（土地利用型作物部門、園芸部門、畜産部門）ごとの目指すべき産出額の目標
3 部門ごとの取組の概要などの基本方針
4 事業の推進・指導、産地計画及び事業実施計画の審査等の方針・体制
5 事業に係る取組要件
6 その他必要な事項

別表 2（産地計画）

産地計画に記載すべき項目
1 計画の目的
2 部門（土地利用型作物部門、園芸部門、畜産部門）ごとの目指すべき目標
3 取組を実施する産地の範囲
4 各品目の取組
（1）対象品目
（2）目指すべき産地の姿
（3）拠点となる事業者の機能
（4）取組内容及び活用するメニュー
（5）本計画に位置付ける拠点施設
（6）役割分担

注：拠点となる事業者の機能については、以下の機能について、品目ごとの課題や取組内容等を踏まえて記載するものとする。

（ア）生産拡大機能

ロットの拡大、新たな品目又は栽培方法の導入などへの対応を通じて、実需者との有利な販売条件を形成するなど、営農再開に向け農業者に魅力ある生産条件の提供により、産地の形成に向けた早期かつ安定的な生産拡大に寄与する機能。

（イ）実需者ニーズ対応機能

営農を再開する農業者に農産物を生産すれば販売できる環境の提示に向けて、実需者を通じた新たな消費スタイルに対応した品目、栽培・収穫方法及び荷姿・配送方法等の把握の下で、それらを踏まえた集荷・加工・貯蔵等を広域的に行うことにより、産地の形成に必要な実需者ニーズへの対応に寄与する機能。

（ウ）種畜供給等機能（畜産部門に限る）

高品質種畜等の供給や、高品質飼料の供給、規模拡大に伴い発生する家畜排せつ物の被災 12 市町村内での循環的利用等の広域的な推進など、被災 12 市町村での畜産・酪農と結びついた福島県産牛の地域内一貫生産体制の構築に寄与する機能。

別表 3 (推進事業の事業実施計画)

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
1 リース方式による農業機械等の導入 2 生産資材支援 3 家畜の導入(受精卵を含む) 4 高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証 5 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証 6 耕畜連携・コントラクターの育成支援 7 人材確保・育成 8 産地協議会の運営・調査・計画策定	1 別紙様式第 3 号に規定されている項目、その他知事が必要と定める項目。 2 耕種部門においてリース方式による農業機械等の導入及び生産資材の導入に取り組む場合は、当該機械等を用いて生産する農産物の供給先となる拠点等と、当該拠点となる事業者の機能。また、畜産部門においてリース方式による農業機械等の導入、生産資材の導入及び家畜の導入に取り組む場合は、拠点事業者としての機能。

別表 4 (整備事業の事業実施計画)

メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
1 耕種部門共同利用施設整備 2 畜産部門共同利用施設整備	1 産地計画上の位置付け 当該施設の整備が産地計画上の拠点事業者としての具体的な機能と、同計画の具体化に向けた寄与等について記載するものとする。 2 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式第 4 号に規定されている項目を含み記載するものとする。 3 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 4 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠もあわせて記載又は添付するものとする。 5 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画等を明確化するとともに規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。 6 整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家(目標)戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 7 その他知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目。

別表 5（推進事業の事業実施報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 リース方式による農業機械等の導入 2 生産資材支援 3 家畜の導入（受精卵を含む） 4 高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証 5 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証 6 耕畜連携・コントラクターの育成支援 7 人材確保・育成 8 産地協議会の運営・調査・計画策定	1 別紙様式第 3 号に規定されている項目その他知事が必要と定める項目。 2 4 から 6 のメニューの評価報告に当たっては「事業実施後の課題」についても記載することとする。

別表 6（整備事業の事業状況報告及び評価報告）

メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
1 耕種部門共同利用施設整備 2 畜産部門共同利用施設整備	1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式第 4 号に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 事業実施状況に関する詳細な項目 「利用量」、「利用率又は稼働率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」等の状況を記載するものとする。 4 事業の効果及び「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。 5 その他事業実施状況報告に必要な項目

別表7 (附帯事務費の率)

事業メニュー	附帯事務費	充当率
要綱別表のメニューの欄の1の(1)及び2の事業	0.5%	3/4
要綱別表のメニューの欄の1の(2)から(8)の事業	0.5%	定額

別表8 (附帯事務費の使途基準)

費目	使途基準
消耗品費	「消耗品費」とは、福島県が支援事業を実施するための消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
旅費	「旅費」とは、支援事業を実施するために福島県が行う資料収集、各種調査、打合せ等の際の移動や宿泊に必要な経費とする。
給料	「給料」とは、支援事業を実施するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（フルタイム）に対して支払う実働に応じた対価とする（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「給料」としてではなく、後述する「その他」の区分とする。）。 給料の単価については、福島県の支給規則や国の規定による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。
職員手当等	「職員手当等」とは、支援事業を実施するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（フルタイム）に対して支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当とする。
報酬	「報酬」とは、支援事業を実施するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（パートタイム）に対して支払う実働に応じた対価とする（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「報酬」としてではなく、後述する「その他」の区分とする。）。 報酬の単価については、福島県の支給規則や国の規定による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。 なお、報酬については、支援事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。
期末手当	「期末手当」とは、支援事業を実施するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（パートタイム）に対して支払う期末手当とする。
費用弁償	「費用弁償」とは、支援事業を実施するために必要な業務（資料の収集・整理、事務補助等）を目的として、支援事業を実施する福島県が雇用した会計年度任用職員（パートタイム）に対して支払う通勤に係る費用とする。
その他	「その他」とは、福島県における、支援事業に係る業務のための労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、会計年度任用職員を雇

	用するための経費（「給料、職員手当、報酬、期末手当及び費用弁償」を除く。）、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話等）、複写費、印刷費、会議費（会場借料等）、交通費（勤務地域内を移動する場合の電車代等の「旅費」で支出されない経費）、自動車借上料、送金手数料、写真現像料とする。
--	--

別記

取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

第1 共通事項

1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

特に、畜産施設の整備に当たっては、事業実施主体と県計画を作成する知事や取組が実施される地域を管轄する市町村等が、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し調整するものとする。

2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第166号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう務めるものとする。

3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺環境との調和に十分配慮するものとする。

4 農業共済及び収入保険等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定化を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険等への積極的な加入に努めるものとする。

5 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

6 農山漁村における女性の参画の促進

本事業を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- (1) 当該事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性役員に関する数値目標
- (2) 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は県内の農業協同組合における女性役員の数値目標

7 補助金の交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、補助金の交付対象事業が完了し、福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和3年〇月〇日付け〇〇生産第〇号農林水産事務次官通知。）第8の1の（2）に基づく農政局長への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した事業の概要について、県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

8 推進指導等

- (1) 知事（福島県が事業実施主体である場合にあっては、農政局長。（2）において同じ。）は、事業実施主体の代表者、役員、職員等が本事業の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (2) 知事は、（1）に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分と認められるときは、当該事業を行わないものとする。

9 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、支援事業により補助金の交付を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、福島県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

知事は、支援事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 補助金の経理の適正化

補助金にかかる経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(5) 事業名等の表示

支援事業により整備した施設等には、支援事業名等を表示するものとする。

10 その他

(1) 推進事業

ア パイプハウスの設置等

生産資材等の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

イ 農業用機械等のリース導入

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

ウ 事業費の低減に向けた取組

農業機械や生産資材等の導入に際して、リース先又は購入先の選定に当たっては、当該農業機械や生産資材等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(2) 整備事業

支援事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、

民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。

第2 推進事業

要綱別表のメニュー欄の1の推進事業については、以下により実施するものとする。

1 リース方式による農業機械等の導入

(1) 取組の実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 本事業の対象は、次のとおりとする。

- a 産地計画に沿って、耕種作物にあつては産地の核となる拠点施設等に生産された農産物の過半が供給される取組、飼料作物にあつては被災12市町村内の畜産農家に生産された飼料の過半が供給される取組

ただし、水稻等土地利用型作物にあつては、拠点施設等に供給される農産物は、拠点事業者の機能の発現に向けた条件等に従って生産されたものとする。

- b 産地計画に位置付けられた拠点事業者に該当する農業者等における畜舎関連機械の導入の取組

(イ) 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

(ウ) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

イ 事業実施主体

(ア) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等であつて3戸以上の農業者で組織される団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

(イ) 要綱別表の事業実施主体として農業を営む個人又は法人は、アの（ア）のaの取組にあつては、事業実施後3年以内に経営規模がおおむね次に掲げる規模以上のものとする。

- | | | |
|-----|------------|-------|
| (a) | 土地利用型作物 | 30ha |
| (b) | 園芸作物（露地野菜） | 10ha |
| | （施設野菜） | 1ha |
| | （露地花き） | 5ha |
| | （施設花き） | 0.5ha |
| (c) | 飼料作物 | 10ha |

ウ 採択要件

実施要領第1の1の（1）の成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、取組に直接要する農業機械等のリース費用とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(2) 機械施設の範囲

ア 農業機械の範囲

産地計画に記載される品目ごとの取組に用いることが明らかなものであって、取組の具体化に向け必要と認められるものとする。なお、補助対象とする農業機械は、「農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)」によらず対象にできるものとする。

イ 園芸用施設の範囲

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の施設とし、産地計画に記載される品目ごとの取組に用いることが明らかなものであって、取組の具体化に向け必要と認められるものとする。ただし、次の(ア)及び(イ)に該当しないものであっても、地域の実情に即し、必要があると知事が認める園芸用施設については、対象とする。

既存の温室又は建物に内部装置のみを導入する場合、原則として、既存の温室又は建物は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(ア) 省エネルギーモデル温室

地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態に応じて装備するものとするが、自動換気装置は必ず装備するものとする。

なお、導入に当たっては、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。

(イ) 低コスト耐候性ハウス

50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50ms未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。)に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下

の価格であるものとする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水装置、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点的かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、ヒートポンプ、多目的細霧冷房装置、栽培用照明装置等の内部施設を装備できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。ただし、当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を行うものとする。

(ウ) 高度環境制御栽培施設

野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

導入後の施設は、50m/s 以上の風速（過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）若しくは 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により 1 年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。このほか、必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の内部施設を導入することができるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

完全人工光型の施設導入に当たり、スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産技術が既に広く普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

施設の導入に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。特に、販売計画については、産地計画の内容に沿って、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認出来ること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

(3) 機械施設の利用条件

ア 農業機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械（土地利用型農業）の利用面積は、20 ヘクタール（福島県知事が策定した特定高性能機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積と 20 ヘクタールのいずれか低い方）をおおむね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は補助対象とならない。

ただし、地域の実態に照らして、知事が特に必要と認める場合は、別に利用規模の下限面積を決めることができるものとする。

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、アに関わらず導入する農業機械の利用面積が、10 ヘクタール（導入計画に利用規模の下限面積等を定めている場合にあつては、当該面積と 10 ヘクタールのいずれか低い方）をおおむね満たすものでなければ、当該リース等に要する経費は対象とならない。

なお、「中山間地域等」とは、次に掲げる地域とする。

- a 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、振興山村に指定された地域
- b 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法律第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- c 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域として公示された地域
- d 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域。

ウ 園芸用施設の利用条件

（ア）対象施設

対象施設は、原則として、農用地区域及び生産緑地に設置するものとする。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設若しくは未利用又は自然エネルギーの効率的・効果的利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

（イ）農業共済等の積極活用

機械施設利用者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

（ウ）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

第 1 の 2 に定めるとおりとする。

(4) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械施設利用者と当該機械施設利用者が導入する対象機械又は対象施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 下記（6）のアの（イ）により承認された事業実施計画書に記載された機械施設を賃借する農業者等（以下「機械施設利用者」という。）及び対象機械又は対象施設に係るものであること。

イ リース対象事業者及びリース料が下記（6）のウにより決定されたものであること。

ウ リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。

エ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

(5) リース助成金の額の計算方法

リース料助成金の額は、次の算式①によるものとする。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③によるものとする。

なお、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）× 3／4 以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）
× 3／4 以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））
× 3／4 以内

この場合において、リース期間は、設備利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

また、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。

(6) 事業実施手続等

ア 事業計画の作成及び提出

（ア）事業実施主体は、リース料助成金を受けようとする機械施設利用者に、別紙様式第3号の事業実施計画書の4に掲げられた生産計画及び取組による効果などの項目

並びに別紙様式第3号別添に掲げられた次の項目について、必要な情報及び関連書類を提出させるものとする。

- a 機械施設の利用計画に係る事項
- b 機械施設利用者
- c 機械施設の利用計画に係る事項
- d 機械施設に係るリース料及び当該リース物件価格の見込額並びにリース料助成金の申請額に係る事項
- e その他リース事業の実施に当たり必要な事項

(イ) 事業実施主体は、(ア)により入手した情報及び書類の内容を確認の上、上記(5)によりリース料助成額を計算し、要綱第4の4に基づき、別紙様式第3号により事業実施計画を作成し、別紙様式第3号別添により作成したリース事業計画を添付の上、知事に提出し、その承認を得るものとする。

イ リース事業計画の重要な変更

事業実施主体は、リース事業計画に次に掲げる変更を加える場合は、上記アに準じて事業実施計画の変更について、知事の承認を得るものとする。

- (ア) 事業の中止又は廃止
- (イ) 事業実施主体の変更
- (ウ) 機械施設又は機械施設利用者の変更
- (エ) 事業費又は事業量の3割を超える変更

ウ リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後に、リース事業者に機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械施設利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械施設利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

エ 助成金の支払

事業実施主体は、ウの入札結果及びリース契約に基づき機械施設が機械施設利用者へ導入され、当該機械施設利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、上記(5)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械施設利用者にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該機械施設利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

オ 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械施設利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る助成金を他の助成金、事務費と区分して管理しなければならない。

カ 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械施設利用者に対して適正な利用が行われるよう指導する。

キ 助成金の返還等

知事は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設が事業実施計画及びリース事業計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

2 生産資材の導入等

(1) 概要

産地計画に沿って産地化を目指す取組において、拠点となる施設への農産物の供給等に当たり必要な新たな栽培方法・品目への転換等に際して、新たに調達が必要となった生産資材の取得に係る支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 本事業において導入した生産資材により生産された農産物の過半が産地の核となる拠点施設等に供給されるものであること、又は飼料の過半が被災 12 市町村内の畜産農家に供給されるものであること。ただし、水稻等土地利用型作物にあっては、拠点施設等に供給される農産物は、拠点事業者の機能の発現に向けた条件等に従って生産されたものとする。

(イ) 産地計画の具体化に必要な取組として、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(ウ) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

(ア) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等であって3戸以上の農業者で組織される団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

(イ) 要綱別表の事業実施主体の農業を営む個人又は法人については、事業実施後3年以内に経営規模がおおむね次に掲げる規模以上のものとする。

(a)	土地利用型作物	30ha
(b)	園芸作物（露地野菜）	10ha
	（施設野菜）	1ha
	（露地花き）	5ha
	（施設花き）	0.5ha
(c)	飼料作物	10ha

ウ 採択要件

実施要領第1の1の(1)の成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

種子、種苗、苗木、農薬、肥料、土壌改良資材、被覆資材、園芸施設補強・補修用資材、その他必要な資機材とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。ただし、第3の整備事業により整備した施設から供給される資機材については対象としないものとする。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第3号により作成するものとする。

3 家畜の導入（受精卵を含む）

(1) 概要

産地計画に沿って被災12市町村において高能力牛を安定的に供給・確保できる体制の構築に向けて必要な高能力家畜の導入及び性判別受精卵導入等に係る支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 導入された家畜（受精卵を含む）から生産される子牛（初妊牛、肥育素牛、繁殖雌牛及び受精卵）が、被災12市町村内の畜産農家の再開状況や規模拡大にあわせて、畜産農家又は畜産を再開する農家に供給されること。

(イ) 産地計画の具体化に必要な取組として、関係機関・団体が一体となった推進体制が整備されていること。

(ウ) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

実施要領第1の1の（1）の成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、以下の要件を満たす家畜の導入に必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

(ア) 肉専用繁殖雌牛

- a 繁殖目的に使用され、かつ、満6ヶ月以上の雌牛であること。
- b 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた肉専用種（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種をいう。以下同じ。）の雌牛であり、本牛の枝肉重量及び脂肪交雑の期待育種価又は母牛の枝肉重量及び脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価が、福島県又は生産された都道府県いずれかにおいて、上位1／2以上であること。なお、黒毛和種以外の肉専用種にあつて、育種価が算出されていない場合には、福島県が地域の改良に必要と認めるものであること
- c 家畜改良増殖目標や福島県の改良方針等を勘案し、福島県が推奨する雌牛であること。

(イ) 搾乳用雌牛

- a 一般社団法人家畜改良事業団（昭和46年8月23日に社団法人家畜改良事業団という名称で設立された法人をいう。）が牛群検定加入酪農経営に通知した2014年2月評価意向の牛群改良情報に記載されている雌牛であつて、総合指数（NTP）若しくは産乳成分が明らかな雌牛又は両親から遺伝的能力を推定することができる雌牛であること。
- b 家畜改良増殖目標や福島県の改良方針等を勘案し、福島県が推奨する雌牛であること。

(ウ) 性判別受精卵

雌牛にあつてはa又はb、雄牛にあつてはc又はdの要件を満たすこと。

- a 総合指数のパーセント順位が上位 10%以内になったことがある乳用雌牛から生産されたものであること。
- b aに掲げる牛と同等の能力を有すると認められる遺伝的能力評価値が公表されている海外からの乳用雌牛から生産されたものであること。
- c 受精卵を生産する際に交配する種雄牛は総合指数上位 40 位以内の遺伝的能力を有したものであること。
- d 海外で使用されている種雄牛を用いる場合は、独立行政法人家畜改良センターが公表した国際評価成績を有する種雄牛であって、国内種雄牛の総合指数上位 40 位以内に相当する能力を有したことがあるものであること。
- e 購入年度内に受精卵移植が行われ、受精卵移植証明書が発行されていること。

(エ) 高能力種畜の受精卵

- a 乳用種の雌牛にあつては (a) 又は (b)、雄牛にあつては (c) 又は (d) の要件を満たすこと。
 - (a) 総合指数のパーセント順位が上位 10%以内になったことがある乳用雌牛から生産されたものであること。
 - (b) (a) に掲げる牛と同等の能力を有すると認められる遺伝的能力評価値が公表されている海外からの乳用雌牛から生産されたものであること。
 - (c) 受精卵を生産する際に交配する種雄牛は総合指数上位 40 位以内の遺伝的能力を有したものであること。
 - (d) 海外で使用されている種雄牛を用いる場合は、独立行政法人家畜改良センターが公表した国際評価成績を有する種雄牛であって、国内種雄牛の総合指数上位 40 位以内に相当する能力を有したことがあるものであること。
- b 肉用牛にあつては、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - (a) 登録団体が行う登録を受けた肉専用種であつて、父牛又は母牛の枝肉重量及び脂肪交雜の推定育種価又は期待育種価が、福島県又は生産された都道府県のいずれかにおいて、上位 1/2 以内であること。
 - (b) 家畜改良増殖目標や福島県の改良方針を勘案し、福島県が推奨する受精卵であること。
- c a 及び b とともに、購入年度内に受精卵移植が行われ、受精卵移植証明書が発行されていること。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

ただし、導入する家畜の一頭当たり及び受精卵の一個当たりの補助金の上限額は以下のとおりとする。

- (ア) 肉専用繁殖雌牛 : 26.25 万円／頭
- (イ) 搾乳用雌牛 : 41.25 万円／頭
- (ウ) 性判別受精卵 : 13 万円／個
- (エ) 高能力種畜の受精卵 : 9 万円／個

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第3号により作成するものとする。

4 高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証

(1) 概要

高付加価値産地の創出に当たって必要となる

- 拠点となる施設又は事業者へ供給される農産物の導入に際しての品種特性に応じた新たな栽培技術
- 産地を担う経営体の経営モデルの策定に向けた作物の組合せ又は農業機械・作業体系の最適化
- 大規模経営体の育成に向けた ICT の導入又は安定的な供給体制の構築に向けた生育予測システムの導入、などの課題に対応するために必要な、

ア 先進事例等の調査

イ 実証

ウ 検討会・研修会の開催

エ マニュアルの策定

等の取組の支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

- (ア) 産地計画に位置付けられた取組として成果目標の達成に寄与することが認められること
- (イ) 事業の実施に当たっては、事業実施主体と、農業団体、実需者、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。
- (ウ) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、る体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

実施要領第1の1の（1）成果目標の基準を満たすこと

エ 補助対象経費

別表 9 に掲げるものであって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第 3 号により作成するものとする。

5 規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証

(1) 概要

高付加価値産地の創出に当たって必要となる

- 拠点となる施設での加工等の実需者のニーズ又は効率的な集出荷体制に適した栽培・収穫技術並びに出荷形態などの規格の統一
- 鮮度保持のための品質管理又は温度管理技術の導入
- 低コスト化に向けた共同集荷・配送システム又は包装資材・統一パレットの活用等の課題に対応するために必要な、

ア 先進事例等の調査

イ 栽培実証

ウ 出荷体制の構築に向けた検証

エ 検討会・研修会の開催

オ マニュアルの策定

等の取組の支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 産地計画に位置付けられた取組として成果目標の達成に寄与することが認められること

(イ) 事業の実施に当たっては、事業実施主体と、農業団体、実需者、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(ウ) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

実施要領第1の1の(1)成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

別表9に掲げるものであって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第3号により作成するものとする。

6 耕畜連携・コントラクターの育成支援

(1) 概要

高付加価値産地の創出に当たって必要となる

ア 被災12市町村内の畜産再開の基盤となる高品質飼料生産体制の確立に向けた品質管理の実践及び検討会の開催

イ 広域流通及び畜産再開に伴い発生する畜産廃棄物等による除染後の農地の地力向上を図るための耕畜連携体制の整備に向けた調査の実施、堆肥等資材の分析及び利用拡大に向けた実証、検討会の開催、耕種農家と畜産農家のマッチングのためのデータベースの作成

ウ 飼料生産を担うコントラクターの育成のための技能研修等の取組の支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 産地計画に位置付けられた取組として成果目標の達成に寄与することが認められること。

(イ) 事業の実施に当たっては、事業実施主体と、農業団体、実需者、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(ウ) 交付対象事業費は、事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

実施要領第1の1の(1)成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

別表 9 に掲げるものであって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第 3 号により作成するものとする。

7 人材育成・確保

(1) 概要

高付加価値産地の創出に当たって必要となる

ア 実需者ニーズに即した品目・品種及び栽培・出荷方法の導入並びに他品目との組合せによる経営の安定化、経営規模の拡大等の生産現場での課題の解決に向けた

(ア) 専門家の生産現場への派遣

(イ) 生産者に対する現地研修等

イ 担い手や労働力の確保に向けた

(ア) 他地域からの新規参入等を含めた農業者の受入確保に向けた意向調査やマッチング

(イ) 農作業・出荷作業の代行、労働力の融通、労力集中期の労働力確保など、地域での労働力の受入体制の整備のための調査

等に係る取組に対して支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 産地計画に位置付けられた取組として成果目標の達成に寄与することが認められること

(イ) 事業の実施に当たっては、事業実施主体と、農業団体、実需者、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(ウ) 交付対象事業費は、本事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

(ア) 実施要領第 1 の 1 の (1) 成果目標の基準を満たすこと。

(イ) 生産現場での課題の解決に当たっての支援の取組については、原則、推進事業の4の高収益作物の導入・新たな栽培技術及び ICT の導入に向けた実証並びに5の規格の統一や効率的な出荷体制の構築に向けた検証と一体となって取り組むものとする。

エ 補助対象経費

別表9に掲げるものであって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第3号により作成するものとする。

8 産地協議会の運営・調査・計画策定

(1) 概要

高付加価値産地の創出の取組を推進するために必要な

ア 先進事例の調査

イ 関係者が一丸となって取り組むための連携体制及び取組効果の増進・検証のための調査、委員会の開催並びに計画策定、

ウ 産地と消費地をつなぐセミナーの開催

等の取組の支援を行うものとする。

(2) 実施基準等

ア 事業の実施基準

(ア) 産地計画に位置付けられた取組として成果目標の達成に寄与することが認められること

(イ) 事業の実施に当たっては、事業実施主体と、農業団体、実需者、関係機関が一体となった推進体制が整備されていること。

(ウ) 交付対象事業費は、事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定すること。

イ 事業実施主体

農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならない。

ウ 採択要件

実施要領第1の1の（1）の成果目標の基準を満たすこと。

エ 補助対象経費

別表 9 に掲げるものであって、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

オ 交付率

要綱別表の交付率のただし書きの生産局長等が定める交付率は定額とする。

(3) 事業の実施手続

事業の実施計画は、別紙様式第 3 号により作成するものとする。

別表9 (推進事業における助成対象経費)

費目	対象メニュー	内容	注意点
備品費	4の(1)のイ 5の(1)のイ、ウ 6の(1)のア、ウ	・事業を実施するために直接必要な実証、検証、調査備品及び機械・機器導入に係る経費とする。 ・ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得価格 50 万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理について契約を交わすこと。
賃金等	4の(1)のア、イ 5の(1)のア、イ、ウ 6の(1)のア、ウ 7の(1)ア、ウ 8の(1)	・実証ほ場の管理、調査データの入力・取りまとめ、生産現場での伴走型支援の実施に向けた技能者の雇用等、事業を実施するために直接必要な業務を目的として事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
会場借料	4の(1)のウ、エ 5の(1)のエ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ 7の(1)のア、ウ、エ 8の(1)	・事業を実施するために直接必要な会議、研修等を開催する場合の会場費として支払われる経費とする。	
通信・運搬費	4の(1)のア、イ、ウ、エ 5の(1)のア、イ、ウ、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ	・事業を実施するために直接必要な郵便（アンケートの郵送含む）、運送（出荷体制の構築及び堆肥の利用拡大に向けた実証のための輸送経費含む）、電話等の通信に係る経費とする。	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については基本料を除く。

	7の(1)のア、イ、ウ、エ 8の(1)		
借上費	4の(1)のア、イ 5の(1)のイ、ウ 6の(1)のア、ウ、エ	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷(温度管理)機器、輸送機器(通いコンテナ等)、農業用機械・施設(実証用、研修用)、ほ場借上経費とする。	
印刷製本費	4の(1)のア、ウ、エ 5の(1)のア、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ 7の(1)のア、ウ、エ 8の(1)	・検討会資料、会議資料、研修資料、マニュアル、調査票など事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費とする。	
資料購入費	4の(1)のア、ウ、エ 5の(1)のア、エ、オ 6の(1)のア、イ、オ 7の(1)のア、エ 8の(1)	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費とする。	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
原材料費	4の(1)のイ 5の(1)のイ、ウ 6の(1)のウ	・実証試験や検証等に必要な収穫物等の事業を実施するために直接必要な原材料の経費とする。	
資材費	4の(1)のイ 5の(1)のイ、ウ	・実証用の種苗・資材等の事業を実施するために直接必要な資材の購入に係る経費とする。	
消耗品費	4の(1)のア、イ、ウ、エ 5の(1)のア、イ、ウ、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ 7の(1)のア、イ、ウ、エ 8の(1)	○事業を実施するために直接必要な以下の経費とする。 ・短期間(補助対象実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	
燃料費	4の(1)のイ 5の(1)のイ、ウ 6の(1)のウ、エ	・実証栽培や機械作業研修等の事業を実施するために直接必要な機械作業の燃料代とする。	
委員旅費	4の(1)のア、イ、ウ、エ 5の(1)のア、イ、ウ、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ	・事業を実施するために直接必要な会議、研修及び技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費とする。	

	7の(1)のア、ウ、エ 8の(1)		
調査旅費	4の(1)のア、イ、ウ、エ 5の(1)のア、イ、ウ、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ 7の(1)のア、ウ、エ 8の(1)	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費とする。	
研修旅費	7の(1)のイ	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体が生産現場における研修に参加するために必要な経費とする。	・研修旅費の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体が自ら実施する研修会に参加する者に対する研修旅費は認めないものとする。
謝金	4の(1)のア、ウ、エ 5の(1)のア、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ 7の(1)のア、イ、ウ、エ 8の(1)	・事業を実施するために必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体
委託費	4の(1)のア、イ、エ 5の(1)のア、イ、ウ 6の(1)のア、ウ 7の(1)のア、ウ、エ 8の(1)	・本事業の交付目的たる事業の一部(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者に委託するために必要な経費とする。	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。
役務費	4の(1)の(イ) 5の(1)の(イ)、(ウ) 6の(1)の(ア)、(ウ) 7の(1)の(ア)、(ウ) 8の(1)	・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析、試験、実証、検証、調査、システム作成等を専ら行う経費とする。	
雑役務費	4の(1)のア、イ、ウ、エ 5の(1)のア、イ、ウ、エ、オ 6の(1)のア、イ、ウ、エ 7の(1)のア、イ、ウ、エ 8の(1)	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料及び委託の契約書に貼付する印紙等の経費とする。	

第3 整備事業

要綱別表のメニュー欄の2の整備事業については、以下により実施するものとする。

1 取組の概要

高付加価値産地の創出に当たり、拠点となる施設等整備に係る取組の支援を行うものとする。

2 取組の実施基準等

(1) 事業の実施基準

ア 事業の対象は、産地計画に沿った取組を実施する拠点事業者として位置付けられる者が整備する拠点施設であって、当該施設の運営等を通じて、被災12市町村の営農再開の加速化に向け、次に掲げる機能の発現に寄与するものとする。

(ア) 生産拡大機能

ロットの拡大、新たな品目又は栽培方法の導入などへの対応を通じて、実需者との有利な販売条件を形成するなど、営農再開に向け農業者に魅力ある生産条件の提供により、産地の形成に向けた早期かつ安定的な生産拡大に寄与する機能。

(イ) 実需者ニーズ対応機能

営農を再開する農業者に農産物を生産すれば販売できる環境の提示に向けて、実需者を通じた新たな消費スタイルに対応した品目、栽培・収穫方法及び荷姿・配送方法等の把握の下で、それらを踏まえた集荷・加工・貯蔵等を広域的に行うことにより、産地の形成に必要な実需者ニーズへの対応に寄与する機能。

(ウ) 種畜供給等機能（畜産部門に限る）

高品質種畜等の供給や、高品質飼料の供給、規模拡大に伴い発生する家畜排せつ物の被災12市町村内での循環的利用等の広域的な推進など、被災12市町村での畜産・酪農と結びついた福島県産牛の地域内一貫生産体制の構築に寄与する機能。

イ 事業の実施に当たっては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

ウ 交付対象事業費は、事業の実施地域の実績に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業実施計画当たりの交付対象とする事業費の上限は60億円とする。ただし、労働力不足等に対応するため革新的な技術の導入が必要な取組と認められる場合にあっては、当該上限額の1.25倍を上限とすることができるものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け農林水産大臣官庁通知）によるものとする。

エ 施設の整備に当たっては、知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、実施計画の審査等に際しても留意するものとする。

オ 農業者の組織する団体が施設を整備するに当たり、事業参加者が事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるように務めるものとする。

カ 知事は、要綱第7の2による点検及び第8の1の(2)による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合((ア)又は(イ)に掲げる場合等)にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式第14号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率又は稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

キ 整備事業で実施する施設の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

また、東日本大震災により被災した施設の補修及び修繕(附帯施設のみの補修及び修繕を含む。)を実施できるものとする。これらの場合、耐震補強工事を併せて行うことができるものとする。

さらに、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施工若しくは、直営施工又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成2年5月24日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ク 施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、事業実施方針に記載された部門毎の産出額の目標や産地計画に記載された品目毎の取組内容等からみた妥当性及び施設の効率的な運営上必要なものと認められること等を明らかにすることにより決定するものとする。

ケ 施設の整備に当たっては、産地計画に即し、関係機関の意向等も踏まえつつ、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するような最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、地域に参入を希望する農業者等を含め、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体になるよう務めるものとする。

(イ) 必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大に加えて被災 12 市町村の営農再開の加速化が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の市場性を含み市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

コ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補修費は、交付の対象外とするものとする。

なお、施設の整備に当たり、必要な場合は、建設用地の造成費について交付対象とする。

サ 事業実施主体以外のものに貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、農業者の組織する団体、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、3 戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 賃借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

シ 野菜、果樹又は花きについて、園芸施設共済の引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、園芸施設共済（園芸施設共済に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

ス 耕種作物を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に 1 回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

セ 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、知事は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認することとする。

(2) 事業実施主体

農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合には、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならない。

(3) 採択要件

ア 実施要領第1の1の(1)の成果目標の基準を満たすこと。

イ 要綱別表の採択要件の欄の5に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第1の3に定める費用対効果分析を実施し、知事が地域の実情により必要と認めた場合にあつては、当該事業を実施できるものとする。

(4) 共同利用施設等の基準

ア 要綱別表のメニューの欄の2の(1)の耕種部門共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種部門共同利用施設	・野菜の取組を対象として、民間事業者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベア（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ据付方式のものと比べて同程度以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	

	幼苗活着促進装置	
	緑化及び硬化温室	
	附帯施設	
	乾燥調製施設	・土地利用型作物（稲、麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）、豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、土地利用型作物の種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
	荷受施設	
	乾燥施設	
	調製施設	
	出荷施設	
	集排じん設備	
	処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
	附帯施設	
	穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。
	荷受施設	
	一時貯留施設	
	乾燥施設	
	調製施設	
	貯蔵施設	
	均質化施設	
	出荷施設	
	集排じん設備	
	処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
	附帯施設	
	農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。

	・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保の生産体制の整備予定等を勘案し、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 - また、原料の仕入れ等に関しては、事前に被災 12 市町村の関係行政機関、農業者団体等との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要と認められる場合には、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・福島県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとするが、品質の安定や計画的な出荷の促進等の観点から、特に必要と認められる場合には、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は原則として、1 棟おおむね 100 平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」「選別、調整及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する 2 次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第 6 条第 1 項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。

	・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象はコンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・福島県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点か予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためのI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（用量1 トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる（a）品質向上物流合理化施設、（b）集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、（c）精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。

		なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が 100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、12 市町村内から出荷された米が過半を占めること。 (b) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。
	青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。
	残さ等処理施設	
	附帯施設	
	産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
	分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。 また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
	附帯施設	
	用土等供給施設	・共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
	用土供給施設	
	附帯施設	
	種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
	種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これらに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うた

	めの種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・被災 12 市町村における土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1 年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2 年間実施できるものとする。 ・堆肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「堆肥等生産施設」と「堆肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備できるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用又は堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギー温室についても整備できるものとする。
附帯施設	

また、施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施工する必要があると知事が特に認める場合には、農政局長と協議の上、補助対象とすることができるものとする。

なお、協議に際し、知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

事業の内容		上限事業費
育苗施設	水等（種子用を除く）育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 ヘクタールにつき 999 千円。ただし、100 ヘクタール未満の場合は 1,776 千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき 452 千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量 1 トンにつき 502 千円。 麦にあつては計画処理量 1 トンにつき 490 千円。
農産物処理加工施設（土地利用型作物）		計画処理量 1 トンにつき 4,940 千円。
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量 1 トンにつき 270 千円。ただし、150g 未満のトマトにあつては計画処理数量 1 トンにつき 610 千円。
集出荷貯蔵施設（りんご）		計画処理量 1 トンにつき 421 千円。
	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき 135 千円。
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき 300 千円。
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき 90 千円。
種子種苗生産関連施設（土地利用型作物）		計画処理量 1 トンにつき 1,113 千円。
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が 3.5m 以上のものを除く。）	35 千円／㎡
有機物処理・利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき 533 千円。

注：施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施工管理料、製造請負管理料、実
施設設計費その他諸経費は上限事業費を算定する際の対象としない。
選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

イ 要綱別表のメニューの欄の2の畜産部門共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
家畜飼養管理施設	1 施設等の整備にあつては、次に留意することとする。 ア 悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から風向きや施設の配置に十分配慮すること。 イ 家畜伝染病の予防及びまん延防止に十分配慮すること。 2 整備する施設等は家畜の種類ごとに次のとおりとする。 ア 乳用牛 搾乳牛舎、搾乳施設、乾乳牛舎、育成牛舎等 イ 肉用牛 (ア) 肉用牛繁殖 繁殖雌牛用牛舎、分娩用牛舎、子牛ほ育育成牛舎等 (イ) 肉用牛肥育・育成 肉用牛の肥育牛舎、育成用牛舎等 ウ ア及びイの施設と一体的に整備する設備 3 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイに該当するもの又はウに掲げる施設とする。 ア 家畜飼養管理施設と併せて設置する設備であること。 イ 給餌、ほ乳、家畜排せつ物の保管・搬出等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程の在り方の本質に係わる設備であること。 ウ 営農再開の加速化に向けて、家畜飼養管理施設と一体的に整備することが効果的と認められる飼養管理技術研修等施設 4 家畜の管理のための事務所等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、次の基準により行うものとし、経営面から見て過大な施設とならないよう特に留意するものとする。 ア 場所 原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。 ただし、地形等の自然条件や家畜防疫の観点から敷地内又は隣接地以外に整備する必要がある場合にあつては、家畜管理上支障を来さない範囲でその他の土地に整備することができるものとする。 イ 規模等 (ア) 管理舎1棟当たりの規模は、次の方法で算出した面積の範囲内とする。 面積＝共用部分8平方メートル×管理人数等（ただし、40平方メートル以内とする。）＋10平方メートル×管理人等数

	(イ) (ア) の共用部分は事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等数は、家畜等の飼養管理計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
家畜排せつ物処理施設	1 施設等の整備に当たっては、次の要件の全てを満たすことを要するものとする。 ア 整備する施設は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 イ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。 ウ 污水处理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。 エ 脱臭施設を整備する場合は、畜舎、堆肥処理施設等から発生する臭気を、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第 4 条の規制基準以下に処理し得る能力を有すること。 オ 整備する施設は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための発電に要する施設として利用しないこと。 2 施設等の整備に当たっては、悪臭や水質汚濁等の公害の発生防止を図る観点から、風向きや施設の配置には十分配慮するものとする。 3 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア 堆肥処理施設 堆肥舎、堆肥発酵施設、乾燥施設、堆肥調整保管施設、副資材保管施設等 イ 污水处理施設 貯留槽、浄化処理施設、スラリータンク等 ウ 脱臭施設 エ アからウの施設と一体的に整備する設備 4 施設と一体的に整備する設備は、次のア及びイからエまでのいずれかに該当することを要するものとする。 ア 家畜排せつ物処理と併せて設置する設備であること。 イ 堆肥処理の設備にあつては、水分調整、発酵等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 ウ 污水处理の設備にあつては、固液分離、ばっ気、脱窒等基本的な処理工程に直接に関わり、かつ、施設に備え付けられた後

	は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 エ 脱臭処理の設備にあっては、臭気の吸引、洗浄除去等基本的な処理工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる処理工程の在り方の本質に関わるものであること。 5 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電するための再生可能エネルギー発電設備は、補助の対象外とする。
自給飼料関連施設	1 施設等の整備に当たっては、飼養頭数、生産面積、使用頻度、地域の実情等を勘案し、過度な投資とならないよう十分配慮するものとする。 2 整備する施設等は、自給飼料調製・保管施設、飼料原料保管施設、混合飼料等調整・保管・供給施設等及びこれら施設と一体的に整備する設備とする。 3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当するものとする。 ア 自給飼料関連施設と併せて設置する設備であること。 イ 整備する設備は、粉碎、混合、調製等基本的な生産工程に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わるものであること。 4 施設用地の造成整備を含む。
畜産物加工、展示・販売施設	1 整備する施設等は、次のとおりとする。 ア チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等高付加価値乳製品及びハム、ソーセージ等高付加価値食肉加工品の製造に要する施設。 イ 高付加価値乳製品及び高付加価値食肉加工品の展示・販売施設。 ウ ア及びイの施設と一体的に整備する設備 2 高付加価値畜産物加工品の展示・販売施設等の整備に当たっては、被災12市町村内で生産された畜産物を原料とする高付加価値畜産物加工品等の展示・販売が過半を占めることを要する。 3 施設と一体的に整備する設備は、次の全てに該当することを要するものとする。 ア 畜産物加工施設と併せて設置する設備であること。 イ 畜産物の加工、販売に直接関わり、かつ、施設に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は施設で行われる生産工程の在り方の本質に関わる設備であること。

また、施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施工する必要がある

と知事が特に認める場合には、農政局長と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、協議に際し、知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	29 千円／㎡	38 千円／㎡
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)		
	成牛用	45 千円／㎡	59 千円／㎡
	哺育育成用	45 千円／㎡	59 千円／㎡
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎		
	500 ㎡未満	45 千円／㎡	59 千円／㎡
	500 ㎡以上 (附帯設備を除く。)	45 千円／㎡	59 千円／㎡
	尿貯留施設		
	1,000 ㎡未満	30 千円／㎡	39 千円／㎡
	1,000 ㎡以上 (附帯設備を除く。)	25 千円／㎡	36 千円／㎡
自給飼料関連施設	バンカーサイロ	7 千円／㎡	9 千円／㎡
	飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く。)	45 千円／㎡	59 千円／㎡
	飼料調製施設 (附帯設備を除く。)	50 千円／㎡	65 千円／㎡

注：施設本体の建設に必要な経費を対象とし、消費税、代行施工管理料、製造請負管理料、実施設計費その他諸経費は基準事業費又は特認事業費の上限を算定する際の対象としない。